

5月3日(火・祝)、新旧与一くん引継式(左:新与一くん 道の駅那須与一の郷)



★災害義援金をかたる詐欺に注意

東日本大震災に関して、公共機関と紛らわしい名称や団体等を名乗って「災害義援金」等を名目にお金を振り込ませようとしていたり、家庭を訪問して募金を求める事案が発生しています。
義援金を求められても、すぐにお金を振り込んだり、渡したりすることはせず、不審に思ったら警察に通報してください。

総務課総務防災係 TEL (23) 1111

通常業務(平日:月~金曜日) 午前8時30分~午後5時15分

● 主な内容 ●

総合	2~12
自治会長の皆さん、国保税税率引き上げ 学校給食費無料化の見直し ほか	
イベント	13
お知らせ	14~24
図書館・統計	25
芭蕉の館・彫刻周遊	26
ハーモニーホール	27
フォトスケッチ	28

市民憲章 わたしたちは 歴史と伝統を生きし よい風習をそだて 大田原を文化の高いまちにしましょう

市役所総合案内(代表) TEL (23) 1111 大田原市ホームページ <http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/>



平成23年度 大田原市の自治会長の皆さんです

自治会長（区）長さんは、市民と市を結ぶ市政事務嘱託員として広報おたわらや議会だよりの配布、地域の問題解決などに活躍しています。市民の皆さんも自治会に加入し、住みよい地域づくりにご協力ください。（敬称略）

大田原地区

自治会名	氏名	自治会名	氏名
大久保町	高安喜久次	西原	鈴木 多喜
寺町	田代 一夫	原町	前沢 一久
上町	吉川 恵造	深川	村山耕太郎
荒町	車田 正信	成田町	渋谷 仁一
仲町	小倉 正敏	沼の袋	細小路 宏
下町	本堂 敏雄	紫塚	生田目淳一
大手	福田 敬	富士見ハイツ	村上 命
栄町	前島 恒夫	経塚	齋藤 利和
清水町	守山 格	赤堀西	室井 敏雄
元町	後藤 仁	富士見	平井 邦夫
七軒町	三浦 庄栄	富士山下	竹村 富一
旭町	新垣 稔	赤堀東	田中 光夫
新屋敷	吉沢 英道	若草	村田 幹雄
新道	稲田 正夫	若葉	大金 好美
川下刈切平林	江連 春彦	加治屋	木下 正治
小泉	柴田 享一	実取団地	青山涼恵子

金田地区

自治会名	氏名	自治会名	氏名
大和久	熊谷 茂	中田原	阿久津 薫
雇用促進住宅	稲田 敏人	河原	小松 英昭
紫塚ニュータウン	雲龍二三男	上深田	渡邊 勝美
富士見ニュータウン	佐藤ヒロ子	町島	阿久津 栄
新富ニュータウン	中川 善昭	荒井	小貫 慶一
富士見中央	奥山 修	岡	植木 勝彦
		今泉	角田 勝則
		戸野内	礒 正雄
		富池	印南 實
		市野沢	豊田 博良
		練貫	後藤 好博
		羽田	後藤 好則
		乙連沢	渡邊 幸一
		小滝	小山田勝榮
		練貫ニュータウン	星 忠男
		小滝苑	折橋 昇

親園地区

自治会名	氏名	自治会名	氏名
明宿	薄井健次郎	赤瀬北大和久	五月女俊一
北金丸	戸村 一之	倉骨	郡司 敬一
南金丸	室井 祐之	鹿畑	永山 二一
南金丸南部	藤田 喜六	奥沢	大河原良孝
上奥沢	関口 信昭		
親園北区	薄井 賢二		
親園南区	大島 康博		
実取	前澤 文明		
滝沢	秋元 通雄		
滝岡	平山 伸夫		
花園	矢口 四男		
宇田川	室井 康雄		
荻野目	千本 茂治		
宇田川ニュータウン	安武 久雄		

佐久山地区

自治会名	氏名	自治会名	氏名
野崎	玉野 紀義	野崎ニュータウン	井上 清昭
野崎東町	大島喜四夫	薄葉第3団地	松尾 昌純
上薄葉	中澤 良廣	薄葉第2団地	工藤 明
薄葉団地	相崎 征二	中薄葉	若目田澄男
薄葉第2団地		平沢	鶴野 寿郎
野崎		岩井町	西山 良智
野崎東町		桜町	大矢 伸一
上薄葉		上町	森 睦朗
薄葉第2団地		仲町	千代田 剛
薄葉第3団地		下町	赤川 幸三
野崎ニュータウン		荒町	永元 健三
		新町	郡司 孝男
		松原	滝田 一郎
		大沢	田向 春男
		平山	金井 勝則
		佐久山南部	高久 誠一
		藤沢	玉村 德行
		琵琶池	加藤 源一

前田2区	坂本 瞭	自治会名	氏名	黒羽地区	自治会名	氏名	湯津上地区	自治会名	氏名	湯津上(上)	高瀬 征	湯津上(下)	平野 保男	佐良土(輪&銀内)	郡司 實	佐良土(仲宿&田宿)	郡司 武男	佐良土西	金森 弘	蛭畑	秋本 功	蛭田	穴山皖一郎	品川	大江 正巳	新宿	牛井測貞夫	片府田	鈴木 作三	中の原	岡見 重	自治会名	氏名	田町	三森 正明	前田1区	菊池 茂	前田2区	坂本 瞭
寒井南部	井上 正典	自治会名	氏名	川西地区	自治会名	氏名	両郷地区	自治会名	氏名	須賀川地区	自治会名	氏名	須賀川上	鈴木 章壽	須賀川中	内田 莊二	須賀川上	鈴木 章壽	須賀川中	内田 莊二	須賀川上	鈴木 章壽	須賀川中	内田 莊二	須賀川上	鈴木 章壽	須賀川中	内田 莊二	須賀川上	鈴木 章壽	須賀川中	内田 莊二	須賀川上	鈴木 章壽	須賀川中	内田 莊二			

地デジ受信の準備はお済みですか

7月24日(日)の正午には、アナログテレビ放送から地上デジタルテレビ放送(地デジ)に完全移行します。

地デジ化対策をされていないご家庭は、お早めに準備をお願いします。

地デジ化についてお困りの方は、次のとおり相談窓口を設けますので、ご利用ください。

●場 所
黒羽支所 臨時相談コーナー

●期 間
6月13日(月)、14日(火)、20日(月)、21日(火)、27日(月)、28日(火)

7月2日(土)〜5日(火)、10日(日)〜12日(火)、17日(日)〜19日(火)、24日(日)〜26日(火)

須賀川下	綿引 健三	雲岩寺	鈴木 一利	露久保	鈴木 安幸	川上	佐藤 武	南方1区	菊地 孝夫	南方2区	鈴木 光秀
------	-------	-----	-------	-----	-------	----	------	------	-------	------	-------

■問い合わせ
総務課総務防災係
TEL (23) 11111



●時 間
午前10時〜午後2時
(正午〜午後1時を除く)

●悪質商法にご注意
最近、テレビ調査員や工事人を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込み詐欺(架空請求)を行ったりする事例がおきています。

■問い合わせ
総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ栃木)
TEL 028(333)3331
行政経営情報管理係
TEL (23) 8959

平成23年度国民健康保険税の
税率等改定のお知らせ③

平成23年度から税率および限度額が
引き上げになります

市では、国民健康保険税の税率および課税限度額を平成23年度から引き上げを行いました。

3回シリーズで掲載する最終回は、今までの改定内容のお知らせをもとに、5ページの計算例を参考に、以下の表のカッコ内に数字を入れ、ご自身の世帯の平成23年度国民健康保険税を試算してみましよう。

●国民健康保険税の減免

次のいずれかに該当するときは、国保税が減免になる場合がありますので、国保年金課税係にご相談ください。

- ① 天災、その他の災害を受けた場合
- ② 貧困により、生活のため公私の扶助を受けている方
- ③ 疾病・事業不振・廃業・失業により、本年中の合計所得が前年中の合計所得より30%以上減少し、かつ、前年中の合計所得が400万円以下の方

■問い合わせ

国保年金課税係

TEL (23) 8792



区 分		計 算 式	金 額
医療 給付費分 (国保に加入 されている 方全員が対 象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 _____円 × 8.9% = (「①課税対象所得の合計」は、各自の所得からそれぞれ33万円を控除した金額を合計した額です。 (所得が、33万円以下の方の分は、課税対象所得を0円としてください。)	円(A)
	均等割額	国保加入者数 _____人 × 41,000円 =	円(B)
	低所得世帯 への軽減	[下表を参考に軽減額を計算します。] ()割軽減 × (B) =	円(C)
	小 計	(A) + (B) - (C) = ※ 小計が50万円を超える場合は課税限度額の50万	円(D)
後期高齢者 支援金等分 (国保に加入 されている 方全員が対 象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 _____円 × 2.4% =	円(E)
	均等割額	国保加入者数 _____人 × 11,000円 =	円(F)
	低所得世帯 への軽減	[下表を参考に軽減額を計算します。] ()割軽減 × (E) =	円(G)
	小 計	(E) + (F) - (G) = ※ 小計が13万円を超える場合は課税限度額の13万	円(H)
介 護 給付金分 (国保加入者 のうち、40～ 64歳の方が 対象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 _____円 × 2.3% =	円(I)
	均等割額	国保加入者数 _____人 × 15,000円 =	円(J)
	低所得世帯 への軽減	[下表を参考に軽減額を計算します。] ()割軽減 × (I) =	円(G)
	小 計	(I) + (J) - (G) = ※ 小計が10万円を超える場合は課税限度額の10万	円(K)
合計(国保税額)		医療 + 後期高齢者 + 介護 (D) + (H) + (K)	円

国保税の低所得世帯に対する軽減について

被保険者数と被保険者の合計所得とにより、均等割額について7割・5割・2割の軽減措置があります

納税義務者を除く 被保険者数	7割軽減該当所得	5割軽減該当所得	2割軽減該当所得
0人	330,000円以下	—	680,000円以下
1人	330,000円以下	575,000円以下	1,030,000円以下
2人	330,000円以下	820,000円以下	1,380,000円以下
3人	330,000円以下	1,065,000円以下	1,730,000円以下
4人	330,000円以下	1,310,000円以下	2,080,000円以下

※ 軽減の見方… 納税義務者を除く被保険者が2人の場合は、

- 被保険者の合計所得が 33万円以下 ⇒ 7割軽減
- " " 33万円超 82万円以下 ⇒ 5割軽減
- " " 82万円超 138万円以下 ⇒ 2割軽減

【計算例1】

国民健康保険に加入している満68歳の女性は1人暮らしで、収入は、前年中のパート給与収入が年額70万円、公的年金収入が年額145万円の場合

- 給与収入70万円については、給与所得控除(△65万円)により、所得ベース(70万円-65万円)が5万円。公的年金収入145万円については、公的年金に係る雑所得控除(満65歳以上の場合は△120万円)により、所得(145万円-120万円)が25万円。合計所得は、パート給与と所得5万円+公的年金所得25万で30万円が所得となります。

区 分		計 算 式	金 額
医療 給付費分 (国保に加入されている方全員が対象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 0円 × 8.9% =	0円(A)
	均等割額	国保加入者数 1人 × 41,000円 =	41,000円(B)
	低所得世帯への軽減	7割軽減 × (B) =	28,700円(C)
	小計	(A) + (B) - (C) = ※小計が50万円を超える場合は課税限度額の50万円	12,300円(D)
後期高齢者 支援金等分 (国保に加入されている方全員が対象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 0円 × 1.8% =	0円(E)
	均等割額	国保加入者数 1人 × 11,000円 =	11,000円(F)
	低所得世帯への軽減	7割軽減 × (F) =	7,700円(G)
	小計	(E) + (F) + (G) = ※小計が13万円を超える場合は課税限度額の13万円	3,300円(H)
介護 給付金分 (国保加入者のうち、40～64歳の方が対象です。)	所得割額	(介護給付金分は、満68歳のため課税されません。)	0円(I)
	均等割額		0円(J)
	低所得世帯への軽減		0円(K)
	小計		(I) + (J) + (K) = ※小計が10万円を超える場合は課税限度額の10万円
合計(国保税額)		医療 + 後期高齢者 + 介護 (D) + (H) + (L)	15,600円

【計算例2】

国民健康保険に加入している夫婦と小学生の子ども1人の世帯。妻は満35歳で前年中のパート収入が年額120万円。夫は満41歳で介護保険制度の第2号被保険者に該当し、前年中の収入は、給与収入が年額360万円、不動産収入(田約150aの賃借料)が年額30万円とそれに係る必要経費(租税公課)が5万円の場合。

- 妻の給与収入120万円については、給与所得控除(△65万円)により、所得(120万円-65万円)で55万円。
- 夫の給与収入360万円については、給与所得控除[(360万円/4、千円未満切り捨て)×3.2-54万円]により、所得234万円。不動産収入については、30万円から必要経費5万円を控除し、所得が25万円となります。

①課税対象所得の合計

妻の課税対象所得 550,000円 - 330,000円 = 220,000円(ア)
 夫の課税対象所得 2,340,000円 + 250,000円 - 330,000円 = 2,260,000円(イ)
 (ア) + (イ) = 220,000円 + 2,260,000円 = 2,480,000円

②課税対象所得の合計

介護給付分については、40歳以上64歳の方が対象であるため、夫(イ)のみ該当する。

区 分		計 算 式	金 額
医療 給付費分 (国保に加入されている方全員が対象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 2,480,000円 × 8.9% =	220,720円(A)
	均等割額	国保加入者数 3人 × 41,000円 =	123,000円(B)
	低所得世帯への軽減	0割軽減 × (B) =	0円(C)
	小計	(A) + (B) - (C) = ※小計が50万円を超える場合は課税限度額の50万円	343,700円(D)
後期高齢者 支援金等分 (国保に加入されている方全員が対象です。)	所得割額	①課税対象所得の合計 2,480,000円 × 2.4% =	59,520円(E)
	均等割額	国保加入者数 3人 × 11,000円 =	33,000円(F)
	低所得世帯への軽減	0割軽減 × (E) =	0円(G)
	小計	(E) + (F) - (G) = ※小計が13万円を超える場合は課税限度額の13万円	92,500円(H)
介護 給付金分 (国保加入者のうち、40～64歳の方が対象です。)	所得割額	②課税対象所得の合計 2,260,000円 × 2.3% =	51,980円(I)
	均等割額	国保加入者のうち介護該当者数 1人 × 15,000円 =	15,000円(J)
	低所得世帯への軽減	0割軽減 × (I) =	0円(G)
	小計	(I) + (J) - (G) = ※小計が10万円を超える場合は課税限度額の10万円	66,900円(K)
合計(国保税額)		医療 + 後期高齢者 + 介護 (D) + (H) + (K)	503,100円

大田原市の国民健康保険事業は市民の医療を保障し、市民の福祉の増進を目的として行っています

■問い合わせ

国保年金課賦課係
☎ (23)8792

○国保事業を支えている財源は

国保事業の運営費は市民(国保加入者が原則)のみなさんからの国保税と、国、県から交付される補助金を主な財源として運営しています。

また、医療負担が比較的少ない協会けんぽや、健康保険組合、共済組合の被保険者の保険料などの一部を医療負担の多い国民健康保険に対して交付する仕組みとなっており、国民健康保険以外の方からの支援も受けています。

○財政健全化に向けた平成23年度の税率改定について

平成22年度は2年毎における診療報酬改定が10年ぶりにプラス改定され医療費が急激に伸びました。また、高齢化の進展や経済の低迷等による所得の減少から、収収は当初予算額を大きく下回り、収支のバラン

スが取れない状況となりました。

平成23年度は収収不足を補うために税率改定を行いました。急激な税率の増額改定を回避するために国民健康保険の財政調整基金の取り崩しと併せて税率改定を行いました。税率改定を行わなかった場合は、前年同様、医療費の伸びが見込まれるため、財政調整基金を全額充当しても運営が困難となることは明らかであります。

このため、市は税率改定について大田原市国民健康保険運営協議会へ諮問し、審議の結果、承認の答申報告を受け、今年、3月定例市議会において、必要不可欠な税率改定を盛り込んだ平成23年度国民健康保険事業費特別会計案(当初予算)について、賛成多数(賛成27、反対1)で可決されました。

なお、平成23年度の当市の国保税率の状況については、次のとおりです。

【大田原市国民健康保険税率等】

項 目	内 容	改定前	改定後	比較増減	
		(平成22年度)	(平成23年度)		
医療給付分 (すべての被保険者)	所得割額	加入者の前年の所得に応じ計算します。	6.9%	8.9%	2.0%
	均等割額	加入者1人当たりの金額です。	37,000円	41,000円	4,000円
	課税限度額		470,000円	500,000円	30,000円
後期高齢者 支援金等分 (すべての被保険者)	所得割額	加入者の前年の所得に応じ計算します。	1.8%	2.4%	0.6%
	均等割額	加入者1人当たりの金額です。	11,000円	11,000円	0円
	課税限度額		120,000円	130,000円	10,000円
介護給付金分 (40歳以上65歳 未満の被保険者)	所得割額	加入者の前年の所得に応じ計算します。	1.6%	2.3%	0.7%
	均等割額	加入者1人当たりの金額です。	13,000円	15,000円	2,000円
	課税限度額		90,000円	100,000円	10,000円
参考(計)	所得割額		10.3%	13.6%	3.3%
	均等割額		61,000円	67,000円	6,000円
	課税限度額		680,000円	730,000円	50,000円
低所得世帯に対する軽減	世帯の所得に応じ、均等割額の7割・5割あるいは2割を軽減します。	均等割額		均等割額	

学校給食費無料化の見直し

当市では、子育て支援策として保護者の経済的負担軽減を図るため、また、食育、徳育の観点から小中学校の給食費無料化の検討を進めてまいりました。

昨今の経済状況の悪化により、一般家庭でも所得が目減りなど厳しいものがあり、生活が圧迫されているものと思われまます。子育て世代の経済的負担の軽減を図ることは、この世代の市内定住を促進し、住宅建設や消費の増加などの経済効果も生まれます。

さらに、無料化により、社会の多くの人の納税により給食が無料で提供されていることを学び、食育とともに徳育を進めることができます。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、徳育も重要な要素です。徳育の大きな柱の一つに「感謝し敬う心を育てる」があります。子どもたちは、学校生活の中で「食」を通して、人に感謝し敬う心を持つことになりまます。

食育は、子どもたちが生きる上で基本であつて、知育、徳育および体育の基礎とな



るべきものです。

食育基本法では、食育の推進に当たっては、「国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っており、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。」と明記されています。

また、学校教育における「食」に関する指導において、学校給食は、「単なる栄養補給のための食事という意味にとどまらず、学校給食は生きた教材であり、学校教育の一環である」とされています。

学校給食費無料化を実施することは、学校で行われる徳育の生きた教材にもなり、なおいっそう自然の恩恵を含め、社会や数多くの人々への感謝の気持ちが高まりますし、また、学校教育のみならず家庭教育を含めた地域全体での徳育推進の大きな柱となることは必至であります。

このようなことから、今年度から給食費無料化の実施を予定しておりましたが、このたびの東日本大震災により市内の小中学校施設なども大きな被害を受けたことから、早急に修繕を行い教育環境の復元を優先することとし、その財源の一部とするため、無料化の実施を見直し、今年度は児童・生徒一人月額2千円の補助とすることとしました。

学校給食費の無料化は、「すべては子どもの未来のために」を掲げる大田原市にとっての最重要課題の一つであります。

子育て支援策は「これで十分」ということはありません。当市の子どもが次代の社会を担い、その健やかな成長が大田原市および我が国社会の発展の基礎をなすものであることを考えるとき、総合的な子ども・若者育成支援のための施策の推進を今こそ加速するべきと考えております。

県議会最大会派のマニフェストにも学校給食費の無料化が掲げられたようでありまます。当市の給食費無料化の取り組みが先駆けとなり、社会全体で大きなうねりが起きようとしているものと理解しております。

「この子のために」「この子たちのために」を根底に、学校教育をはじめとした子育て環境のさらなる充実にまいり進めてまいりますので、ご理解と協力をお願いいたします。

問い合わせ

教育総務課総務係
TEL(98)71111

市役所庁舎の復旧

このたびの東北地方太平洋沖地震では、市内でも震度6強という未曾有の激震に襲われました。この地震により、住家の被害として、全壊が5件、大規模半壊が5件、半壊が86件、一部損壊が909件という状況でありました。

市では、地震発生後、直ちに市長を本部長とする「災害対策本部」を設置し、被害状況の把握や、水道をはじめとするライフラインの復旧に

全力を挙げて取り組む一方、家屋の被害認定を着実に進め、速やかな「被災証明」の発行を行ってまいりました。

また、ボランティアの皆さまの支援を得ながら東北地方からの避難者の方への対応、復旧に向けた補正予算措置や倒壊しがれきの集積も迅速に行うことができています。

その後、混乱した状況が落ち着きを見せ、4月1日には「災害復興本部」も設置し、復旧から復興へと対策を切り替え、復興計画を策定して所要の対策を推進しております。

このように、市では、市民の皆さまの安全を第一に考え、災害対応の重点を明確にして取り組んできたところであります。また、市役所本庁舎が損壊したことから、市民の皆さまの窓口手続きなどに不便をきたさないよう、臨時的な措置として、活用可能な市有施設を仮庁舎として行政事務を行っているところです。

市役所庁舎のあり方については、本庁舎を修繕のうえ再使用するか、新たに庁舎を建築するか、または既存のいずれかの市有施設を庁舎として利用するかなどについての基本的な考え方をよく検討し、一日も早い正常な行政機能の回復を図るため、市民、関係機関・団体、専門家の意見などもいただきながら、市としての方針を定めるための諮問機関を設置したところです。

問い合わせ

政策推進課政策推進係
TEL(23)1951

市民税・県民税の減免制度

東北地方太平洋沖地震により住宅または家財に著しい被害を受けた納税者で、納税困難の理由により減免申請書を提出した場合、市民税・県民税を減免する制度があります。

●減免の基準

次のすべてに該当すること

- ①市税務課発行の「り災証明」内容が全壊、大規模損壊または半壊のいずれかの判定を受けていること。
- ②納税者又は同居する控除対象配偶者又は扶養親族が所有する住宅等であること。
- ③前年中の合計所得金額が400万円以下であること。

※損害保険で災害を受けたことにより保険金等が支払われた場合、損害額は損害額から保険金額を除いた金額となります。

※一部損壊の方、もしくは居住以外の家屋及び家財の被害の方は減免の対象となりません。

※「り災証明」の判定を受け、生活に通常必要な資産に被害を受け損失額が生じた場合は、判定内容にかかわらず所得税及び市民税・県民税（市県民税申告の方は市県民税のみ）の雑損控除（所得控除）が適用となり、税額が減少となる場合があります。

●申請に必要な書類

- ①減免申請書（税務課に用意してあります）
- ②課税決定通知及び納付書（特別徴

収（給与天引き）の方は課税決定通知のみ）

- ③被害を受けたことにより、受け取る保険金などの金額が分かるもの
- ④印鑑

●申請時期

減免の申請は、課税決定通知などが届いてから申請してください。

なお、課税決定通知が届く時期は納付の方法により異なります。

- 特別徴収（給与から天引きにより納付）の場合
- ↓5月下旬から6月中旬に勤務先から配付を受けます。
- 普通徴収（個人が市役所などで直接納付）の場合
- ↓6月15日以降に郵便で個人別に郵送します。

※詳細については、左記までお問い合わせください。

問い合わせ
税務課市民税係
TEL (23) 8725

国税、県税の取り扱い

このたびの大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。また、県税についても、被害を受けた方の申請に基づき、法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税などで特例措置を受けられる場合があります。

詳しくは、左記の税務署または県税事務所までお問い合わせください。

●問い合わせ

- 大田原税務署
TEL (22) 3115
- 大田原県税事務所課税課
TEL (23) 4172

東日本大震災に伴う市の制度融資

市では、中小零細企業の経営の安定や成長を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達することができるよう融資制度を設けています。

このたび、東日本大震災の影響などを考慮し、次の対策を実施します。

- 期間 6月1日（水）～平成24年3月30日（金）

1 市制度融資の借換ができます

中小企業者事業資金（市制度融資）の既存貸付残額を新規融資により借り換えることができます。借換は、毎月の返済額の減額や複数融資のまとめに有効な方法です。

- 借換が可能な資金
- 市制度融資資金・小口・設備・特別小口零細企業資金
- ※創業支援資金は借換ができません。
- 借り換えるための資金
- 小口資金（1件につき500万円以内）
- 対象者
- 市制度融資資金の既存融資がある方で、借換により健全な事業活動の維持を図ることができる中小企業者。

○「借換」の条件

- ・据置期間にある貸付は対象外です。
- ・責任共有制度対象の貸付を責任共有制度対象外の貸付で借り換えることはできません。
- ・借り換えをする元の資金に延滞がある場合は、借り換えをする資金に新たに借り入れる資金を加えて借換はできません。

2 市制度融資の融資期間延長ができます

- 対象
- 市制度融資の全資金
- 延長期間
- 現在の融資規則で定める融資期間を超えて3年以内に限り、取扱金融機関・信用保証協会が認めた期間

3 特別小口零細企業資金も利子補給金の対象とします

これまで小口資金・設備資金を利用した方が対象でしたが、特別小口零細企業資金も利子の補給が受けられるようになります。補給金額の少ない金額です。（同一中小企業者は1年度につき1融資についてのみ。）

- ※融資の借換および融資期間の延長の可否については、取扱金融機関・信用保証協会の審査があります。
- ※お申し込みは市内の銀行、信用金庫、信用組合へご相談ください。

●問い合わせ

- 商工観光課事業振興係
TEL (23) 8709

東北太平洋沖地震で住宅に被害があった方へ 住宅再建に対する利子補給制度

市では、東北地方太平洋沖地震で被害に遭った住宅の再建のために、金融機関などの融資を受けて住宅の建て替え・修繕をする方に対し、金利の一部を補助し、被災者の住宅再建に関する初期負担の軽減を図ります。

●対象者

自ら居住していた住宅（賃貸住宅を除く）が被害に遭い、平成23年3月11日以降に金融機関などの融資を受けて住宅の建て替え・修繕をする次のいずれかに該当する市税などの滞納がない方。

- ① 「り災証明」で全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた住宅を市内に建設または購入をする方
- ② 市が「り災証明」を発行した住宅を修繕する方

※ 塀・倉庫、納屋などの建て替え・修繕は対象外。

●対象融資額

- ① 建て替え
50万円～700万円
- ② 修繕
50万円～500万円

●利子補給率

建て替え、修繕とも年2・0%まで※ 融資金利が2・0%未満の場合は、その金利。

●利子補給期間 5年間

- **申請期限** 平成26年3月末まで
- ※ 申請方法などの詳細は左記までお問い合わせください。
- **問い合わせ**
政策推進課政策推進係
TEL (23) 1951

雇用調整助成金

東日本大震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます。

●内容

東日本大震災の影響（※1・2）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業などを実施した場合、休業手当などの負担相当額の2/3（中小企業の場合は4/5）が助成されます（※3）。

- ※1 交通手段の途絶により従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない場合や、事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能な場合などが助成対象となります。
- ※2 事業所の倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるものは助成対象となりません。このような事情による休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、

- 労働者が実際に離職していても失業手当が支給されず。
- ※3 1人1日当たり7505円が上限です。
- **支給要件**

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
 - ② 生産量または売上高などの事業活動を示す指標の最近3カ月間の月平均値が、その直前または前年同期に比べ5%以上減少していること
- ※ 詳しくは、ハローワーク大田原までお問い合わせください。

■問い合わせ

TEL (22) 2268
ハローワーク大田原

パスポート（旅券）の申請・受領

平成22年10月から、旅券の申請および受領の手続きが市民課のパスポート窓口で行えるようになりました。

●申請・受領の窓口

市民課パスポート窓口（東別館1階 ※湯津上支所、黒羽支所、両郷出張所、須賀川出張所ではお取り扱いしておりませんが、申請書は置いてあります。

●申請・受領の時間

月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日、年末年始を除く）

●大田原市で申請できる方

- ・本市に住民登録をしている方
- ・本市に住民登録はないが、学生や

単身赴任等で本市に居住し、そのことが確認できる方（居所申請）※ただし、県内の他市町に住民登録のある方は、本市での居所申請はできません。詳しくは、市民課市民係までお問い合わせください。

●受領

旅券の受領は「本人のみ」となりますので、ご注意ください。日曜日に受領したい方は、栃木県旅券センター（県庁本館15階）で受領することができます。ご希望の方は、申請時にお申し出ください。ただし、その後の受領窓口の変更はできません。

●その他

- ・那須庁舎内の県北県民センターなど、県内にあった県の旅券の申請および受領の窓口は、昨年10月末に閉所しました。
- ・栃木県旅券センターは、今年の1月から、JR宇都宮駅構内から栃木県庁本館15階に移り、現在は、日曜日交付希望者の受領窓口のみを行っています。（旅券の申請はできません。）

※ 旅券の申請などについては、ホームページにも掲載しています。

↓ パスポートの申請・受領

■問い合わせ

市民課市民係
TEL (23) 8752
http://www.city.ottawara.tochigi.jp

子育て支援券(子育てチケット)をご利用して

市では、市民総参加による子育て環境向上のため「子育て支援券(通称:子育てチケット)事業」を実施しています。子育てチケットは「どなたでも購入してご利用できます。皆さまのご理解、ご協力をいただき、今後ますますご利用くださるようお願いいたします。」

●平成22年度の実績

- 販売実績
1億2300万2000円
(前年度に比べ16.6%減少)
- 子育て支援基金への積立額
250万2290円

換金手数料(利用額の1%) 124万9270円、それと同額となる市負担分の合計額に募金なども含まれます。

※子育てチケットの販売・流通から換金手続きまでに時間差があります。このため、販売実績の1%に相当する金額と実際の換金手数料の金額とでは多少の差が生じます。

●子育てチケット販売所

- 市の機関 商工観光課(総合文化会館2階)、下水道課、大田原図書館、湯津上支所、黒羽支所、両郷出張所、須賀川出張所
- その他の販売所 大田原市勤労者総合福祉センター、ふれあいの丘シャトー・エスポワール、道の駅那須一との郷、大田原商工会議所、湯津

上商工会、黒羽商工会

- 取次ぎ販売 市立保育園、各地区公民館

●ご利用のお願い

子育て支援券制度は、市民の皆様が子育てチケットをご利用することにより、子育て支援のための基金が増えますので、個人で買物する時には、ぜひ現金ではなく「子育てチケット」をご利用ください。そのほかに、お祝いのお返し(内祝、快気祝、御礼、寸志など)や記念品として使用するなど、ギフト包装もいたしますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

●子育て支援基金の使い道

平成22年度は乳幼児の「細菌性髄膜炎」を予防する「ヒブワクチン」接種の助成や給食費の一部助成に使用されます。

●ご利用の注意

旧金券(500円券)は、使用期限を発行日から1年以内としています。したが、暫定措置として、その使用と換金ができるようにしていますので、引き続きご利用いただけます。

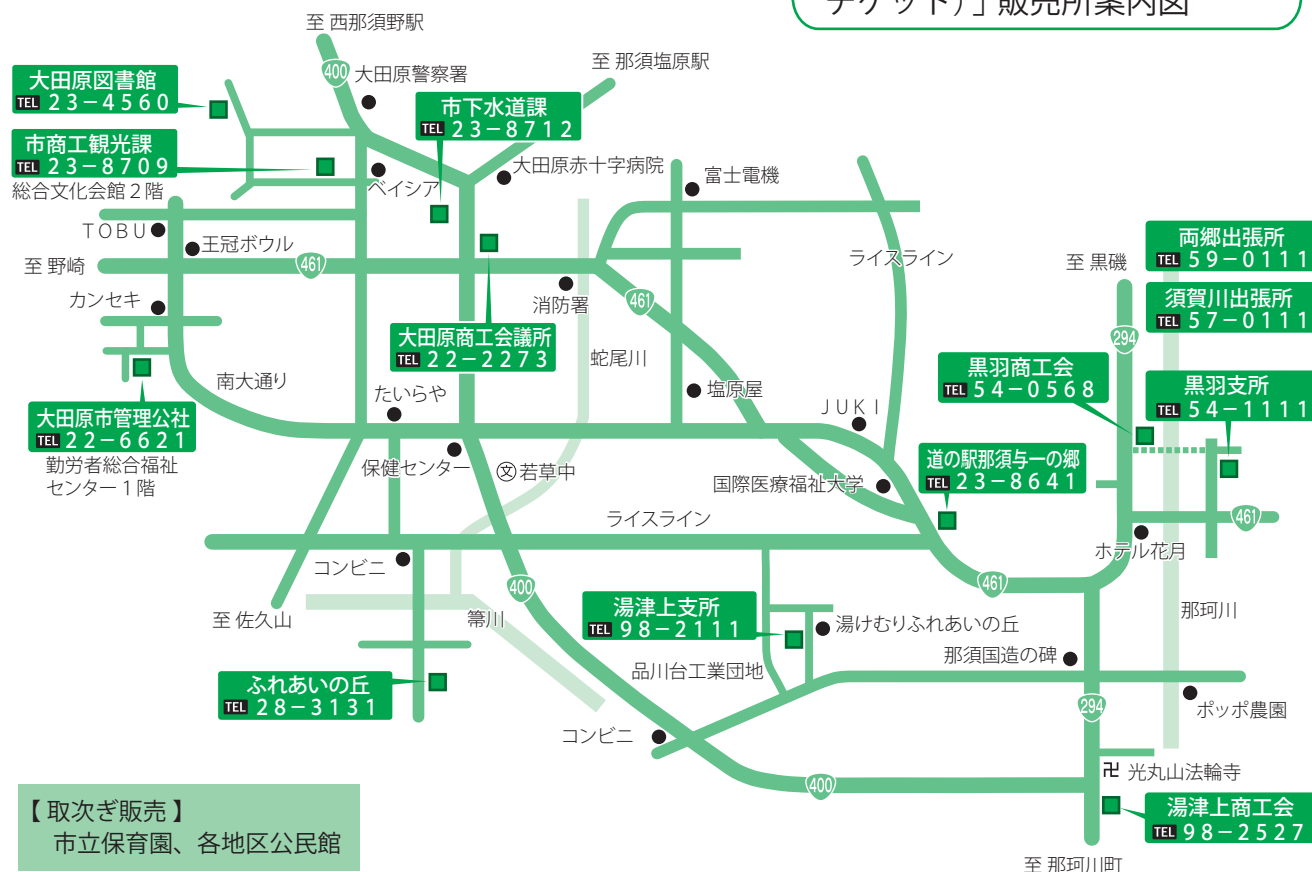
●子育てチケット取扱店募集

登録は随時受け付けています。ぜひご加盟ください。

■問い合わせ

商工観光課商業振興係
TEL (23) 8709

「大田原市子育て支援券(子育てチケット)」販売所案内図



「お笑い健康づくり事業」



笑って幸せな暮らしを
古来より『笑う門に福来る』と言われるように、私たちは笑いが健康に良いものであることを経験的に知っています。

近年、笑いと健康に関する研究が進み、笑いが健康に役立つことが科学的に裏付けられてきました。また、日常生活の中で、笑いは生活に潤いを与え、私たちを幸せな気持ちにさせてくれます。

そこで市では、市民の皆様に笑いを楽しんでいただき、日常生活の中に笑いがあふれる、幸せ度の高いまち大田原を目指し、「お笑い健康づ

くり事業」を実施します。具体的な事業として、次の2つの事業を行います。

- 「お笑い健康講座」
(前期9回、後期9回、全18回)
- 「お笑い健康ライブ」
(月1回、全6回)

お笑い健康講座(前期) 受講生募集

笑いに興味を持ち、笑いを楽しみたい一般市民の方、医療・福祉の現場で笑いを活用し利用者の生活の質の向上を図ろうと考える医療・福祉関係者の

お笑い健康講座

前期(7月~9月)と後期(12月~平成23年2月)それぞれ3か月単位で受講していただきます。

●期 日 次のとおり。いずれも金曜日

前 期	後 期
7月 8日・15日・22日	11月25日
8月19日・26日	12月 2日・ 9日
9月 2日・ 9日・16日・30日	1月13日・20日・27日
	2月 3日・10日・17日

※6月1日(水)から受講者を募集します。右下の募集のお知らせをご覧ください。

- 時 間 午後7時~9時
- 場 所 大田原地域職業訓練センター101研修室
- 講座内容

- プロのネタを見る観客タイム(30分)
- 実践タイム(60分)
 - ①講座の目的、進め方、あいうえお作文
 - ②基礎的トレーニング(瞬発力・アドリブ)
 - ③物ボケ、表現力トレーニング
 - ④基礎的トレーニング(ジェスチャー・ものまね)
 - ⑤1分ネタ実践
 - ⑥アドリブ・コント
 - ⑦トークの練習・集団トーク
 - ⑧すべらない一人トークの練習
 - ⑨自己ネタ披露
 - ⑩お笑い健康ライブに向けての練習 など
- 歓談タイム(30分)

お笑い健康ライブ

多くの市民の皆様にご来場いただき、笑いを楽しんでいただきます。

- 期 日
7月31日(日)・9月4日(日)
10月2日(日)・12月18日(日)
1月29日(日)・2月26日(日)
- 時 間 午後2時30分~4時
- 場 所 大田原市文化会館ホール
- 内 容 お笑い芸人3組程度と受講者が出演 ※入場無料

7月10日は 農業委員の選挙です

7月19日をもって任期満了になる農業委員会委員の選挙は、7月3日(日)に告示され、7月10日(日)に選挙が行われます。説明会などの日程は次のとおりです。

●選挙に関する説明会

- ・日時 6月8日(水)
午後1時30分から
- ・会場 湯津上庁舎103・104会議室

※立候補予定者または関係者は、選挙に関する説明会に出席してください。

※出席者は、会場の都合により立候補予定者1人につき3人程度でお願いいたします。

●立候補届出書類などの事前審査

- ・日時 6月22日(水)
午前9時~正午
- ・会場 湯津上庁舎103・104会議室

●立候補届出受付

- ・日時 7月3日(日)
午前8時30分~午後5時
- ・会場 湯津上庁舎103・104会議室

※詳しくは、左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

選挙管理委員会事務局
TEL(98)3767

平成23年度「子どもの読書活動優秀実践校」 西原小学校が文部科学大臣賞を受賞

去る4月23日(土)は「こども読書の日」でしたが、西原小学校が文部科学大臣から「子どもの読書活動優秀実践校」として表彰されることになりました。(例年、当日に表彰式がありました)が、今回は東日本大震災の影響で表彰式は延期になりました。

西原小学校は、多くの学校図書館ボランティアが読み聞かせや本の紹介活動に取り組むなど、子どもたちの読書活動の推進に熱心に取り組んでいます。

ここでは、文部科学大臣賞を受賞した西原小学校の取り組みを紹介します。

学校図書館ボランティア「ムーミン」による朝と昼の読み聞かせ

朝の読み聞かせは、午前8時15分から8時30分までの15分間で、年間延べ200回近く各教室で行われています。

1学級の児童数が多いため、大型絵本を使ったり、紙芝居を用いたりとかかりやすい読み聞かせになるよう工夫されています。

また、クイズを取り入れたり、登場人物のマスコットを制作して使ったり、朗読劇風にしたりと、それぞれのボランティアの個性を生かして

取り組んでいます。昼休みの読み聞かせは、さまざまな本に興味をもってもらいたいという思いから、学校図書館を会場に開催しています。

ボランティアには父母はもちろん、祖父母などが参加する年もあり、さまざまな読み手が子どもたちにもたに読み聞かせができるよう工夫がされています。



ボランティアの読み聞かせに耳を傾ける児童

学校図書館の分館化

西原小学校は児童数1000人を超える大規模校ですが、学校図書館の面積は狭く、全児童が学校図書館を昼休みに利用するのは難しい状況でした。

そこで、学校図書館司書教諭の計画で推薦図書を中心に学校図書館の本や市立図書館の本を各学級に配架するなどして、学級文庫を充実させています。

さらに、平成21年度には学校図書館ボランティアの協力を得て、階段

の踊り場の空きスペースを利用して書棚やじゅうたん、テーブルなどを設置し、学校図書館の分館化を図り、学校図書館から遠いクラスの子どもの児童もいつでも読書に親しめるようになっています。



空きスペースを利用した図書コーナーで読書を楽しむ児童

「西原小推薦図書100」 100%読破を目指した読書指導

司書教諭が中心となり、全校体制で「西原小推薦図書100」を選定しています。6年間で100冊読めるよう、発達段階に応じた推薦図書が決められ、それぞれの学年の推薦図書を読破するよう読書指導を行っています。

推薦図書は名作と呼ばれる作品から最近の作品まで、児童の発達の段階とジャンルバランスを考慮して3年間に1回見直しを行い、改善を図っています。

毎年、推薦図書読破率調査も行っています。学校図書館ボランティアも、学校図書館に推薦図書のコーナーを作ったり、推薦図書に関する読書クイズを作成して掲示したりと、子どもたちが本を手にとる工夫が凝らされています。

進む読書活動の充実

今回、文部科学大臣賞を受賞した西原小学校に限らず、市内各学校ではさまざまな読書活動に取り組んでいます。

市立図書館も学校図書館用の本を準備して貸し出す「学校図書館支援事業」を実施したり、司書の資格をもつ職員が学校訪問してブックトークを行ったり、積極的に小中学校の読書活動をサポートしています。

小学校においては今年度から教科書が新しくなりましたが、国語の教科書にはたくさんのお本が紹介されています。

文部科学省が読書の果たす役割について強調したことが、教科書や授業に反映されてきています。

ぜひ「家読(うちどく)」を

県教育委員会でも、家族で読んだ本について話し合ったり、好きな本について紹介し合ったりするなど、読書習慣を共有してコミュニケーションを図ることで、読書活動の活性化と家族のきずなを強める取り組みとして「家読(うちどく)」を推進しています。

ぜひご家庭で、家族で本を読む時間を設定するなど、読んだ本について語り合う時間をとってみてはいかがでしょうか。

問い合わせ

学校教育課 学校教育係

TEL (98) 7113

「県民の目」に関連して 市施設などを無料開放

ふれあいの丘・自然観察館

●期日 6月12日(日)
●時間 午前9時～午後4時
●内容 スマトラオオヒラタクワガタ、ニジイロクワガタなどと直接ふれあえます。



自然観察館

那須与一伝承館

●期日 6月15日(水)
●時間 午前9時～午後5時
●内容 屋島の合戦で那須与一が扇的的を射抜く場面を、映像とからくり人形風口ポットで再現。那須家伝来の宝物などを展示。

大田原市屋内温水プール(若草)

●期日 6月15日(水)
●時間 午前9時30分～午後0時30分
午後1時30分～午後4時30分
午後5時30分～午後8時30分
●問い合わせ スポーツ振興課管理係
TEL(22)8012



扇的的劇場

県立東北体育館

●期日 6月15日(水)
●時間 午前9時～午後1時
午後1時～午後5時
午後5時～午後9時
●利用上の注意 利用の予約は受け付けませんので、直接ご来館ください。また、メイアリーナは利用できません。

●問い合わせ スポーツ振興課管理係
TEL(22)8012

芭蕉の里 「くろばね紫陽花まつり」

黒羽城址公園に植栽されている約6000株のアジサイの開花にあわせて「くろばね紫陽花まつり」が開催されます。
期間中さまざまなイベントを通して地域の活性化と東日本大震災の復興支援に役立てたいと思いますので、お誘い合わせのうえご来場ください。



くろばね紫陽花まつり

●開催期間 6月18日(土)～7月10日(日)
●会場 黒羽城址公園および周辺
●主な内容
○オープニング式典
6月18日(土) 午前10時～
○ステージイベント、まちなかギャラリー企画展ほか(詳細は「広報おたわら」6月15日号に掲載予定)
○写真コンテスト(作品募集)
受付期間
6月18日(土)～8月1日(月)

※募集要項は会場配布
●主催 くろばね紫陽花まつり実行委員会

●後援・協賛 大田原市、大田原市観光協会、黒羽商工会、栃木県信用保証協会
●問い合わせ 大田原市観光交流センター
TEL(54)1040
大田原市観光協会
TEL(54)1110
黒羽商工会
TEL(54)0568
市商工観光課観光交流係
TEL(23)8709

道の駅那須与一の郷 ブルーベリーまつり開催

大田原特産のブルーベリーの展示・即売を行います。
●期日 6月18日(土)～26日(日)
●会場 午前9時～午後5時
道の駅那須与一の郷
農産物直売所ほか
●内容 約40種類の苗木を展示、苗木の特価販売(各日20本限定)、果実の試食・販売、各種ブルーベリー商品の販売ほか
●問い合わせ 道の駅那須与一の郷
TEL(23)8641



住まい・暮らし

多重債務でお悩みの方へ

財務省関東財務局宇都宮財務事務所では、多重債務相談をお受けしています。

費用は無料で、個人の秘密は堅く守られます。相談をお聞きした後必要に応じ法律専門家をご紹介します。まずは「お気軽に」お電話ください。

●相談受付日時

月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～正午
午後1時～4時30分

●費用 無料

●問い合わせ

財務省関東財務局宇都宮財務事務所
TEL 028(633)6221(代表)

全国共通人権相談ダイヤルのご案内

4月18日(月)から全国の法務局が受けている「電話による人権相談」の電話番号のうち、次の番号が全国共通電話番号に変更されました。

【みんなの人権110番】

近隣間のトラブル、高齢者に対する虐待、障害者に対する差別や偏見など、あらゆる人権問題についての相談をお受けします。

TEL 0570・003・110

【女性の人権ホットライン】

夫・パートナーからの暴力やストーカー行為、女性に対する差別など、女性をめぐる様々な人権問題についての相談をお受けします。

TEL 0570・070・810

●相談受付時間

平日午前8時30分～午後5時15分
※この電話番号におかけになると、発信地域最寄りの法務局へ自動的につながります。(PHS、一部のIP電話からは、つながらない場合があります。)

※相談は無料で、人権擁護委員又は法務局職員が応じ、秘密は厳守します。

●問い合わせ

総務課総務防災係
TEL (23) 1111



台風・洪水に備えて

東北地方太平洋沖地震により、那珂川・久慈川の河川堤防は、過去に受けたことのない規模の被災を受けました。

大きな被災を受けた堤防については応急的な補修を行いました。本復旧工事は出水期の終わる秋以降に行います。その他の被災箇所においては出水期前の5月末までに補修を行う予定です。

余震が続いている状態であり、地表からは見えない亀裂や土の緩みなども想定されますので、大雨・洪水

には例年以上の警戒が必要です。

万が一の河川の氾濫に備えて、普段から避難先や避難ルートを、市役所が作成しているハザードマップでご確認ください。

また、雨量・水位情報につきましては、次のホームページをご覧ください。

○常陸河川国道事務所

□ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

hitachi/index.htm

○川の防災情報

□ <http://i.river.go.jp>

●問い合わせ

常陸河川国道事務所 調査第一課
TEL 029(240)4069

「とちぎ次世代人材づくり2011」地域で活躍するリーダーを目指しませんか

●目的 人間性豊かで地域に貢献する実践的な青年リーダー養成研修

①基礎研修

地域で活躍するリーダーとして必要な能力を身につけます。

②応用研修

青年リーダー育成部門のプログラムを行います。

●研修期間

8月20日(土)～平成24年2月4日(土)

8回延べ11日間

●参加資格・募集人員

青年リーダー
18歳以上40歳未満の男女 15名

●参加費用

研修時の食事代など

●募集期間

6月1日(水)～7月8日(金)
※詳細については、栃木県のホームページをご覧ください。

□ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/index.html>

●申し込み・問い合わせ

生涯学習課生涯学習係

TEL (68)7115



栃木県住宅供給公社特定優良賃貸住宅入居者募集

●募集物件 ベルシャトレ本町

(本町2・2829・226)

●募集戸数 4戸

●間取 3LDK

●基本家賃 7万6000円

●入居者負担額 6万6000円～7万6000円

●共益費 4000円

●駐車場 1台目無料

●入居月の1カ月分家賃サービス

●主な入居条件

- ・家族で入居できる方。单身でも条件により入居可。
- ・世帯の収入が一定基準に当てはまること。

※詳細はお問い合わせください。

●問い合わせ

栃木県住宅供給公社管理課

TEL 028(622)0461

くらし情報館情報

不用品登録状況（5月19日）

◆ゆずりたい ※有料希望は受け付けません

- お母さん・お子さん向け
野崎幼稚園制服、歩行者
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
机(学童)、スチールベッド
- その他
着物(サマーウール)



◆ゆずってほしい

- お母さん・お子さん向け
チャイルドシート、ベビーベッド、すべり台
女児服(100cm以上)
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
和ダンス、洗濯機、冷蔵庫、掃除機、炊飯ジャー、
マッサージチェア、アップライトピアノ、ミシン、
地デジ対応テレビ、ラジカセ、自転車
- その他
女性用衣類、着物一式、毛布、組紐の組台、糸車
織機、毛糸、とうみ、ぶらさがり健康器、古布、端切れ

「不用品登録」利用方法

◆ゆずりたい

- 不用品は修繕などが不要で再利用できるもの。
- 展示できる大きさは概ね、幅及び奥行きがそれぞれ60cm未満、高さ2m未満としますが、詳細はお問い合わせください。※搬入は各自でお願いします。

○展示できない大きなものや、持ち込みが出来ない方は電話で登録をしてください。

◆ゆずってほしい

- 展示してあるものはその場で引き取りが出来ます。
- ゆずってほしい物を直接または電話でご登録ください。

●注意事項

- 登録情報が一致した場合は、ゆずりたい方の電話番号のみをゆずってほしい方にお教えしますので、その後は本人同士で交渉を行ってください。
- 交渉の成立、不成立に関わらず、結果を報告してください。その報告をもって交渉成立の場合は登録内容を抹消します。
- 「無償」としますので金品の要求などはしないでください。万が一、金銭トラブル等が起きた場合でも、取引に関し責任は負いません。
- 対象は市内在住の個人としますので事業者や法人の利用は固くお断りします。
- 登録内容の有効期限は登録した翌月から3カ月とし、引き続き登録をしたい場合はその旨ご連絡ください。

■登録先・問い合わせ

くらし情報館 TEL(47)7379

管理者 大田原市くらしの会

場所 中央1-2-14 あらまち蔵屋敷内

開館日時 6月1日(水)、4日(土)、6日(月)、8日(水)

10日(金)、12日(日)、15日(水)、18日(土)

20日(月)、23日(木)、27日(月)、29日(水)

いずれも午前10時から午後3時

《消費生活センター情報》 「点検商法」や「かたり商法」 にご注意を

震災の後には「点検商法」や「かたり商法」といった、被害に便乗した悪質な商法が横行する傾向があります。

●被害例

- ・地震で屋根が壊れたが、訪問してきた業者に「当社と修理の契約を結べば行政から補助金がある」と言われ契約したが、実際は補助金制度がなかった。
- ・地震被害で屋根瓦が落ちていたら、無料で点検するという業者が訪ねてきた。見てもらったら、早く工事しないと大変なことになると言われ驚いて契約書や見積もりもないまま契約してしまった。
- ・夏季の計画停電に伴い太陽光発電システムの訪問販売で、とても良い条件だが、すぐに契約しないと売り切れてしまうとせかされ、高額な契約をしてしまった。

●被害を防ぐために

- 会社名・住所・連絡先・担当者等を聞きましよう。
- 行政から補助金が出る等の勧誘を受けた場合は、必ず自治体に確認しましょう。
- 今すぐ修理が必要などと言われても、業者の言う事を直ちに鵜呑みにせず、可能であれば他の業者に見てもらいましよう。
- すぐ契約するのは控え、複数の業

者に見積もりを依頼しましょう。
○修理・工事が必要かどうか、契約の内容や費用を確認しながら十分に検討しましょう。

【住宅の新築・リフォーム相談窓口】
(工事内容や見積もりが適性かどうか知りたい場合など)
TEL 0120・214・888
(フリーダイヤル)

■問い合わせ

大田原市消費生活センター

TEL (23) 6236

「守って！電波のルール」

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していたりするための周知・啓発活動および不法無線局の取締りを強化します。

私たちの生活や安全に必要なテレビ・ラジオ放送、携帯電話、警察・消防・救急用無線などの電波利用を保護し、安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使いましよう。

■問い合わせ

関東総合通信局

○不法無線局による混信・妨害
TEL 03(62338)1939

○テレビ・ラジオの受信障害
TEL 03(62338)1945

○地上デジタル放送の受信相談
TEL 03(62338)1944

大田原市で実施している 予防接種

乳幼児から高校3年生
相当年齢対象

予防接種は、特定の感染症にかからない、または重症化を防ぐために行います。

市では、対象年齢に応じた複数の予防接種を実施しています。接種対象年齢になりましたら、早めに予防接種を受けましょう。

●予防接種を受ける際の注意事項

- ①お子さんの体調は良いですか。
- ②受ける予防接種について、必要性、効果および副反応など確認していますか。(事前に「予防接種と子どもの健康」を読みましょう。)
- ③母子(親子)健康手帳を持参しましょう。
- ④予診票は、接種する医師への大切な情報です。正しく記入しましょう。
- ⑤予防接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が、連れて行きましょう。
- ⑥予防接種を受けた後30分程度はお子さんの様子を観察しましょう。急な副反応がおこることがまれにあります。

●予防接種の種類(定期接種・任意接種)

- ①定期接種
予防接種法で定められている予防接種

■問い合わせ

健康政策課健康危機対策係 TEL (23) 8975

《例》ポリオ、BCG、三種混合(ジフテリア・破傷風・百日せき)、二種混合(ジフテリア、破傷風)、麻しん風しん混合、日本脳炎

- ②定期接種以外の予防接種ですが、「大田原市が行政措置として行う法定外の予防接種」と位置づけ、平成24年3月31日まで、対象者については、接種費用の全額を助成します。

《例》子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌など

- ③任意接種
定期接種以外の予防接種(有料)
《例》水ぼうそう、おたふくかぜなど

●受け方(集団接種・個別接種)

- 集団接種
学校や公民館などで決められた日時に集団で接種。
①ポリオ…年2回(春と秋)公民館などで実施
②二種混合(ジフテリア、破傷風)…学校で実施(小学6年生)
③麻しん風しん混合…学校で実施(中学1年生)
※対象年齢で市外の小中学校へ通学してる方は、ご連絡ください。
- 個別接種
医療機関に個人ごとに予約して接種。



大田原市で実施している予防接種一覧



予防接種の種類		望ましい接種年齢・接種回数	予防接種法で定められている接種年齢
BCG	個別接種	生後3か月から6か月に至るまでの間に1回	生後6か月に至るまでの間にある方
三種混合 ・ジフテリア ・百日せき ・破傷風	個別接種	【1期初回】生後3か月から12か月の間に3回 【1期追加】初回接種3回目が終了してから、1年から1年6か月までの間に1回	生後3か月から90か月に至るまでの間にある方
二種混合 ・ジフテリア ・破傷風	集団接種	【第2期】小学6年生相当の期間に学校で1回	11歳以上13歳未満の方 平成23年度の対象者は、平成11年4月2日生まれから平成12年4月1日生まれ
麻しん風しん 混合ワクチン	個別接種	【第1期】生後12か月から24か月に至るまでの間に1回 【第2期】5歳以上7歳未満で、小学校入学前の1年間に1回	同 左 平成23年度の対象者は平成17年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれ
	集団接種	【第3期】中学1年生相当の期間に学校で1回	平成23年度の対象者は平成10年4月2日生まれから平成11年4月1日生まれ
	個別接種	【第4期】高校3年生に相当する年齢の間に1回	平成23年度の対象者は平成5年4月2日生まれから平成6年4月1日生まれ
日本脳炎	個別接種	【1期初回】3歳で2回 【1期追加】4歳で1回	生後6か月から90か月に至るまでの間にある方(法的には生後6か月から可能ですが標準的には3歳から開始)
		【第2期】9歳以上13歳未満の間に1回	同 左
ポリオ	集団接種	生後3か月から18か月の間に2回	生後3か月から90か月に至るまでの間にある方

大田原市が行政措置として行う法定外の予防接種一覧

予防接種の種類	接種年齢	接種回数
ヒブ	生後2か月以上5歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・2か月以上7か月未満：3回+1回 ・7か月以上12か月未満：2回+1回 ・1歳以上：1回
小児用肺炎球菌	生後2か月以上5歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・2か月以上7か月未満：3回+1回 ・7か月以上12か月未満：2回+1回 ・1歳以上2歳未満：2回 ・2歳以上：1回
子宮頸がんワクチン	中学1年生～高校1年生	<ul style="list-style-type: none"> ・3回接種

《予防接種に関する注意事項》

- 日本脳炎予防接種は、1期の対象時期で接種ができなかった場合は、2期の対象年齢に、3回受けていただくことができます。なお、対象年齢以外で、接種がお済みでない方につきましては、現在国で検討されています。国の方針が決まりましたら、随時広報などでお知らせします。
- 次に該当する場合は、「大田原市が行政措置として行う法定外の予防接種」として、接種費用を助成します。お問い合わせください。

- BCG接種は、病気などの理由により生後6か月までに接種できなかった1歳未満の方
- 三種混合予防接種は、1期初回の接種間隔が56日を過ぎてしまった方
- 麻しん予防接種は、2歳以上高校2年生相当の年齢で、過去に1度も麻しん予防接種を受けておらず、麻しんにかかったことがない方
- なるべく「望ましい接種年齢」の間に受けましょう。
- 「未満」とは「誕生日の前々日まで」をいいます。

定期および法定外（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌）
予防接種委託医療機関一覧

※予防接種の種類によっては、実施していない医療機関がありますので、事前にご確認ください。

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
大田原地区			なす療育園	北金丸2600-7	(20)5100
青柳医院	中央2-1-2	(22)2122	橋本内科クリニック	元町1-2-14	(22)2220
赤羽胃腸科外科肛門科医院	城山2-5-29	(23)1131	藤田医院	野崎2-7-14	(29)0010
阿部内科	佐久山2018	(28)0053	増山医院	小滝1107-6	(22)2336
磯外科小児科医院	浅香3-3711	(22)2601	松井医院	城山1-2-3	(22)2067
大田原赤十字病院	住吉町2-7-3	(23)1122	吉成小児科医院	新富町2-1-22	(22)2412
鎌田浅香医院	浅香3-3578	(22)2703	湯津上地区		
木戸内科クリニック	美原2-2831-153	(20)3200	増山医院	佐良土861	(98)2008
国際医療福祉大学クリニック	北金丸2600-6	(24)1001	黒羽地区		
小林内科外科医院	富士見1-1606-265	(23)8870	磯 医院	黒羽向町8	(54)0020
高橋医院	滝沢355	(28)1151	江部医院	黒羽向町60	(54)0013
高橋外科医院	住吉町1-11-20	(22)2624	車田医院	大豆田457-24	(54)0062
だいなりハビリクリニック	紫塚3-2633-10	(20)3102	くろばね齋藤醫院	黒羽田町612	(54)0031
長嶋医院	下石上1246	(29)0050	益子医院	大久保266	(59)0835
那須中央病院	下石上1453	(29)2121	益子クリニック	黒羽田町827	(54)2727

※市外の医療機関については、担当課にお問い合わせください。

ポリオ予防接種

4月に一時見合わせとなったポリオの予防接種を次のとおり実施します。

●対象者

生後3か月から90か月に至る間にあり、まだ2回投与を受けていないお子さん(望ましい接種月齢は生後3か月から18か月)

●期日・場所

下表のとおり

※原則は対象地区の期日となりますが、お子さんの体調などで都合がつかない場合は、市への連絡は不要で、他の対象地区の日にお越しください。

●受付時間

午後1時20分〜2時

●持ち物

- ・母子(親子)健康手帳
- ・予防票(保護者が正確に記入したもの)

※予防票は会場に準備してあります。

●接種するときの注意

- ・保護者が同伴してください。
- ・会場で体温測定をします。
- ・他の予防接種との間隔に注意して受けてください。

BCG、麻しん風しん、おたふくかぜなどの予防接種を受けた場合
↓4週間以上間隔を空ける
三種混合、ヒブワクチン、小児肺炎球菌などの予防接種を受けた場合
↓1週間以上間隔を空ける

- ・次回のポリオは10月の予定です。

【ポリオ予防接種日程表】

期 日	会 場	対 象 地 区
6月30日(木)	大田原東地区公民館	美原・新富町・山の手・元町・城山・富士見・佐久山全地区
7月1日(金)	湯津上環境改善センター	湯津上全地区
7月6日(水)	大田原東地区公民館	若草・本町・中央・金田全地区・実取団地・親園全地区
7月12日(火)	黒羽保健センター	黒羽全地区
7月13日(水)	大田原東地区公民館	加治屋・紫塚・若松町・末広・野崎全地区・浅香・住吉町

■問い合わせ

健康政策課健康危機対策係

TEL (23) 8975

第7回栃木県障害者スポーツ大会参加選手募集

●開催日時

9月25日(日)午前8時30分〜

(小雨決行、荒天の場合は中止)

●開催場所

栃木県総合運動公園など

●競技種目

- ・卓球
- ・水泳
- ・陸上競技
- ・アーチェリー
- ・フライングディスク
- ・サウンドテーブルテニス
- ・グランドソフトボール
- ・ソフトボール
- ・車いすバスケットボール

●対象者

平成23年4月1日現在で満12歳以上の県内に居住する身体障害者および知的障害者

●申込期間

5月13日(金)〜6月6日(月)

●申込先

- ・在宅の方
市福祉課福祉支援係
- ・学校や施設などに所属する方
学校や施設など

■問い合わせ

市福祉課福祉支援係

TEL (23) 8921
栃木県障害者スポーツ協会
TEL 028(624)2761

オストミー講習会開催

社団法人日本オストミー協会栃木県支部では、オストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)の方を対象にストマ用器具などの取り扱いに関する講習会を開催します。

●日 時 6月18日(土)午後1時〜(午後0時30分受付)

●場 所

若杉山荘(大輪675・22五峰の湯前) TEL (59) 0100

●内 容

- ・相談会 皮膚・排泄ケア認定看護師の大塚恵理様による相談会
- ・研修会 一泊研修(会場内の浴室を使った入浴体験も行います。)

●参加費

相談会 無料

研修会 6500円(宿泊費など)

●申込方法

6月10日(金)までに左記申し込み先まで電話で申し込み。

■申し込み先・問い合わせ

栃木県オストミー協会事務局
小川方

TEL (24) 2054

益子方

(受付時間は午後6時〜7時)

TEL (59) 0202

●第2回健康おおたわら塾(全11回)●

「歯周病は生活習慣病～知らずに進む歯周病～」

■相談・問い合わせ
健康政策課成人健康係
☎(23)7601

●「歯周病」とは

「歯周病」は歯ぐきや歯を支える骨が破壊される病気で、かつては歯槽膿漏(しそうのうろう)といわれていました。現在、生活習慣病の1つと言われるほど増加しています。自覚症状が出にくく、進行すると歯が抜け、食生活や日常生活に悪影響をおよぼします。

●歯周病の特徴

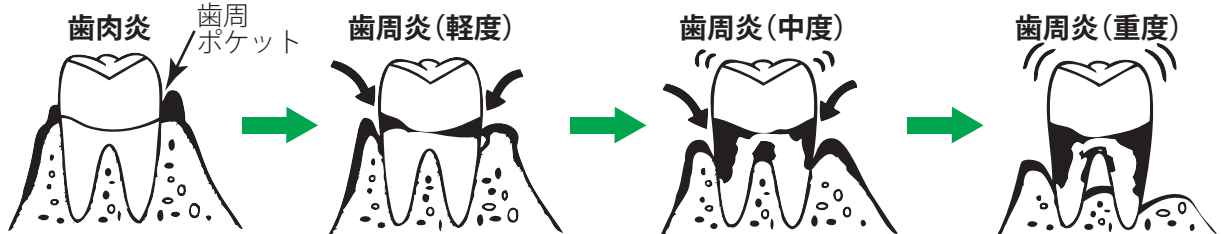
これらの症状に心当たりのある方は、歯周病かもしれません。

- 朝起きた時、口の中がネバネバする
- 口臭が気になる
- 歯ぐきが赤く腫れている
- 歯が長くなったような気がする
- 歯磨きの時に出血する
- 歯ぐきがかゆい、痛い
- 固いものが噛みにくい
- 前歯が出っ歯になったり、歯と歯の間に隙間ができた



●歯周病はこうして進行します

健康な歯ぐきはピンク色で引き締まり、弾力もあります。



歯周ポケット(歯と歯ぐきの溝)に菌が入り炎症を起こし、歯ぐきが腫れます。歯周病のはじまりです。

歯周ポケットが深くなり、出血しやすくなります。しかし、痛みはないため、自覚症状がなく進行します。

歯ぐきがブヨブヨし、出血や膿が出て口臭もひどくなります。歯を支える骨の破壊が進みます。

歯がグラグラし、噛む時に鈍い痛みが出てきます。歯を支える骨はほとんどなくなり、歯が抜けてしまいます。

●歯周病はこわい病気です

○心筋梗塞や狭心症にかかる確率が高い

歯周病菌がもつ毒素は歯ぐきから血管に侵入し、血管を炎症させます。

○糖尿病にも悪影響

血液の中に歯周病菌がもつ毒素が流れると、血糖を下げるホルモンの量が減り、血糖が上昇します。

○歯周病にかかっている妊婦は早産や低体重児を出産するリスクが高い

○誤嚥性(ごえんせい)肺炎

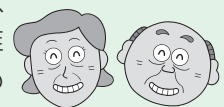
歯周病菌が口の中に増えると、気道の中に菌が入ってしまい、肺炎を起こしてしまう危険性があります。

○タバコも歯周病に…

タバコに含まれる有害物質は血管を縮めたり免疫力を低下させ、炎症を抑える働きも低下させます。

「8020運動」

「8020(ハチ・マル・ニイ・マル)運動」は、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという運動です。栃木県でも、「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」が制定され、県民自らが検診などを通して歯や口腔の健康づくりに努めるよう明記されています。また、6月4日～10日は「歯の衛生週間」です。



統一標語「みがこうよ 未来へつなげる じょうぶな歯」

歯がなくなる以外にも、全身に悪影響を及ぼす「歯周病」の恐ろしさは、自覚症状がなく知らないうちに進行することにあります。

★次回は、歯周病から自分の健康を守る生活のポイントと予防についてご紹介します。

臓器移植を希望される方へ

組織適合性検査費および臓器移植希望更新料の助成をします

臓器移植を希望しているけれども、社団法人日本臓器移植ネットワークに移植希望登録をしている患者さんは多くありません。

そこで、これらにかかる費用の一部助成を行うことにより、登録者や更新者の増加を図るとともに、臓器移植を受けるチャンスを増やす支援を行います。

●対象者

- ・市内在住者であり、
- ・社団法人日本臓器移植ネットワークに移植希望登録をする人
- ・社団法人日本臓器移植ネットワークに移植希望更新をする人

●助成内容

- ・新規登録時の組織適合性検査費用のうち、財団法人栃木県臓器移植推進協会から助成された額を除いた額で上限3万円
- ・移植希望更新料全額

●申請に必要なもの

- 新規登録の方
- ・組織適合性検査費の写し
- ・社団法人日本臓器移植ネットワーク移植希望登録完了通知の写し
- ・印鑑

○登録更新の方

- ・臓器移植希望更新料の領収書の写し
- ・社団法人日本臓器移植ネットワーク移植希望更新完了通知の写し
- ・印鑑

●申込方法

必要な書類をそろえて市臓器移植推進協議会(健康政策課内)へ申し込んでください。

●申し込み・問い合わせ

大田原市臓器移植推進協議会
(事務局 市健康政策課内)
TEL (23) 8704

県北健康福祉センター 骨髄提供希望者の登録受付

県北健康福祉センターでは、骨髄提供希望者の登録受付を次のとおり行います。

●受付日時

毎月第2・4火曜日

●受付場所

栃木県県北健康福祉センター

●登録受付時に行うこと

(県北保健所)

●登録要件

- ・骨髄提供の内容について十分理解されている方
- ・年齢が満18歳以上54歳以下の方
- ・体重が男性45kg以上、女性40kg以上の方
- ・骨髄提供について家族の同意を得ている方

●申込方法

事前予約が必要となりますので、電話または来庁により予約ください。

■問い合わせ

県北健康福祉センター
(県北保健所)
TEL (22) 2679

高齢者作品展展示会の 作品展開催

地震の影響により延期しておりました高齢者作品展展示会を次のとおり開催します。

ぬりえ・折り紙・手芸作品など、ほほえみセンターや公民館活動、文化祭などで未発表作品の展示希望がありましたらご連絡ください。また、作品の搬入については、お住まいの地区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

●作品募集期間

6月13日(月)～24日(金)

●展示予定期間

6月27日(月)～7月1日(金)

●展示場所

大田原保健センター 入口ホール

■問い合わせ

中央地域包括支援センター
(大田原小学区・紫塚小学区・金田北・金田南)
TEL (20) 1001

もぐもぐごっくん教室

■問い合わせ:こども課母子健康係

TEL (23) 8634 ※要電話予約

離乳食の進め方・調理法を学ぶ教室です。

日時	場所	内容	持ち物
6月22日(水) 10:00~11:30	大田原保健センター	講話、実習(デモンストレーション)	母子健康手帳 (親子健康手帳)

おたっしゃクラブ

■問い合わせ:高齢いきがい課介護予防係

TEL (23) 8917

自分らしく生きるために、積極的に身体を動かし、脳を活発に働かせましょう。

日時	場所	内容
6月28日(火) 9:30~11:30	大田原保健センター	与一いきいき体操ほか

保健センターの教室・相談

西部地域包括支援センター
(西原小学区・親園・野崎・佐久山)
TEL (20) 2710
東部地域包括支援センター
(湯津上・黒羽)
TEL (53) 1880



心の病を理解するための
家族教室のご案内

● 期日・内容・講師

期 日	内 容	講 師
6月20日(月)	家族の気持ちを話してみよう	精神保健福祉士
7月20日(水)	生活とリハビリテーション	作業療法士
8月(予定)	心の病を知ろう～統合失調症～	医師
9月16日(金)	家族のための家族教室	精神保健福祉士
10月21日(金)	家族の気持ちを話してみよう	精神保健福祉士
11月(予定)	心の病を知ろう～うつ病～	医師
12月16日(金)	家族の気持ちを話してみよう	精神保健福祉士
1月20日(金)	家族の気持ちを話してみよう	精神保健福祉士
2月17日(金)	地域で暮らすために	作業療法士
3月16日(金)	家族のための家族教室	精神保健福祉士

● 時 間
各日 午後1時30分～3時30分

● 場 所

県北健康福祉センター2階大会議室
(大田原市住吉町2-14-9)

● 対 象

心の病を持つ方の家族

● 申 込 方 法

事前に県北健康福祉センターまで電話などで申し込み。

■ 問 い 合 わ せ

県北健康福祉センター
精神保健福祉担当
TEL (22) 2259



認知症の家族を介護して
いる方へ
「ひなげしの会」の案内

「ひなげしの会」は、介護者研修会をきっかけに発足した認知症の介護をしている家族の会です。介護している中での悩みや情報交換など、本音で話ができる場です。

○ 自分のために「ほっと一息」つく時間をもってみませんか

○ 介護者がそれぞれ先生です。情報交換しませんか

○ 介護者仲間が一分かり合えます
○ 少しでもかしく介護保険を利用しましょう

● 6月・7月開催日時・場所

○ 大田原市福祉センター

(西部地域包括支援センター)

6月18日(土)

○ 大田原市保健センター

(中央地域包括支援センター)

7月16日(土)

いずれも午後1時30分～3時30分
■ 問 い 合 わ せ
中央地域包括支援センター
TEL (20) 10001

西部地域包括支援センター
TEL (20) 2710

東部地域包括支援センター
TEL (53) 1880

大田原市基幹型支援センター
TEL (23) 8757

大田原市基幹型支援センター
TEL (23) 8757

税

税務職員(Ⅲ種)募集

人事院・国税庁では、平成23年度税務職員(Ⅲ種)採用試験の受験者を募集しています。

● 受 験 資 格

平成2年4月2日～平成6年4月

1日生まれの方

● 試 験 の 程 度

高等学校卒業程度

● 申 込 書 請 求 先

大田原税務署総務課
関東信越国税局人事第二課

● 受 付 期 間

6月21日(火)～28日(火)

土・日曜日は除く。

● 申 込 書 提 出 先

人事院関東事務局
〒330-9712

〒330-9712

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL 048(740)2006～8

● 試 験 日

〈第1次試験〉9月4日(日)

〈第2次試験〉10月13日(木)～20日(木)のいずれか1日(第1次試験合格通知で指定する日)

● 試 験 地

〈第1次試験〉

人事院地方事務局が示した試験地であれば、受験者の希望する全国どの試験地でも受験できます。

〈第2次試験〉

第1次試験合格通知で指定する試験地

● 試 験 種 目

〈第1次試験〉

教養試験、適性試験、作文試験

〈第2次試験〉

人物試験、身体検査

● 合 格 者 発 表

〈第1次試験〉10月6日(木)

〈第2次試験〉11月10日(木)

いずれも第1次試験地および申込地域を管轄する人事院地方事務局に受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

● 採 用 日

平成24年4月1日

● 問 い 合 わ せ

関東信越国税局人事第二試験係

TEL 048(600)3111

内線 2095・2097

国税庁ホームページ

http://www.ntago.jp



**年金を受給している65歳以上の方
市・県民税特別徴収制度について**

平成23年4月1日現在、65歳以上の方で、年金にかかる所得から市・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度（年金支給額から市・県民税を天引して納付する制度）により、市・県民税を納付していただくこととなります。

この制度は地方税法第321条7の2の規定に基づき実施されているもので、個人の選択による徴収方法の変更はできません。

なお、この制度はあくまでも徴収方法を変更するものであり、市・県民税の計算方法が変更になったわけではありません。

特別徴収の対象者

- ・前年中に公的年金の支払いを受けかつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方
- ・4月1日現在、65歳以上の方
- ・遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方

特別徴収の対象となる年金

市が行う介護保険の保険料が年金から特別徴収（天引き）されている方
老齢または退職を支給事由とする公的年金

特別徴収される税額

公的年金所得にかかる所得割額と均等割額。給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合

合は、その分にかかる税額は除かれます。

税額などの通知

年金から特別徴収される金額は、後日送付されるされている「平成23年度市・県民税・県民税額決定・納税通知書」に記載がありますので、ご確認ください。市・県民税課までお問い合わせください。

特別徴収の方法

○特別徴収開始1年目の方（昭和20年4月2日から昭和21年4月1日生まれの方）
年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

【前半】年金所得の年税額の半分の金額を2回に分け、6月、8月に普通徴収（市役所または金融機関等で納付書により納める方法）により納付。
【後半】残り分を3回に分けて、10月12月、2月に支給される公的年金から特別徴収。

○特別徴収2年目の方（昭和20年4月1日以前生まれの方）
年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。

【前半】平成22年10月から翌年3月の間に特別徴収で天引きされた額に相当する額を3回に分け、4月6月、8月に支給される公的年金から特別徴収。
【後半】平成23年分年税額から仮特別

徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分け、10月、12月、2月に支給される公的年金から特別徴収。

年金特別徴収の停止

以下のいずれかに該当する場合は、年金からの特別徴収は停止となります。

- ・特別徴収対象年金の給付を受けないこととなった場合
- ・対象者が転出、死亡した場合
- ・市が行う介護保険の特別徴収被保険者でなくなった場合
- ・年度途中で公的年金などにかかる

特別徴収方法例

●特別徴収開始1年目の方

公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

期別および支給月	年税額の1/2を普通徴収		年税額の1/2を年金支給額から特別徴収		
	1期(6月)	2期(8月)	公的年金(10月支給分)	公的年金(12月支給分)	公的年金(2月支給分)
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

●特別徴収開始2年目の方

公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

年金支給月	仮特別徴収税額を特別徴収			年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
算出方法	前年度の特別徴収額			10月以降の支給月は、年税額(63,000円)から仮特別徴収税額(30,000円)を差し引いた額33,000円を3回で徴収		

■問い合わせ

税務課市民税係
☎(23)8725



※不明な点は税務課市民税係までお問い合わせください。
所得から算出される市・県民税額が変更となった場合
※年金からの特別徴収が停止され、市・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

子育て

子ども手当を 受給されている皆さまへ

子ども手当の現況届は6月に提出することになっていましたが、暫定的なつなぎ期間中である平成23年6月については、現況届の提出は求めないことになりました。

スポーツ

ソフトテニス教室 受講生募集

対象

市内在住の小学生および社会人

日時

7月9日・16日・23日・30日
8月6日・20日・27日
9月3日・10日・17日・24日
(全11回)

いずれも土曜日

午後7時～9時(ナイター利用)

場所

黒羽運動公園テニスコート

参加費

小学生 600円
社会人 1600円

※保険料含む、申し込み時納入

定員 30名

今後、国から提出の指示があれば、受給者の方には個別に通知を差し上げます。

ご不明な点は、左記までお問い合わせください。

問い合わせ

子ども課子育て支援係

TEL (23) 8932



申込方法

6月13日(月)～23日(木)に直接黒羽体育館まで申し込み。(定員になり次第締め切り)

※受付時間は午前8時30分～午後5時15分(土・日を除く)

※電話・FAXでの申し込みは不可。

※代理申し込みもできますが、複数人数を一括して申し込むことはできません。

※申込者が定員の半数に満たない場合は中止になります。

問い合わせ

スポーツ振興課

管理事業係(黒羽体育館)

TEL (54) 2858

市民スポーツ係(県北体育館)

TEL (22) 8017



子育て

子育て支援情報

<6月1日(水)～6月30日(木)>

■問い合わせ 子ども課子育て支援係 TEL (23) 8932

名称(場所)・開設時間・内容	開設曜日
子育てサロン ★開設時間 9:00～12:00 赤ちゃんから就園前までのお子さんと保護者の交流の場です	火曜日
子育てサロン かねだ (金田北地区公民館)	
子育てサロン のぎき (うすばアットホーム)	木曜日
子育てサロン かわにし (川西高齢者ほほえみセンター)	月・水曜日
つどいの広場 ★開設時間 9:00～14:00 就園前のお子さんと保護者が交流を図りながら育児相談などを行うための場です	火・木・金・第2土曜日
つどいの広場 県北体育館 (県北体育館幼児体育室)	
つどいの広場 さくやま (旧さくやま保育園)	月・水・金・第4土曜日
子育て支援センター ★開設時間 午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～16:00 親子交流の場の提供や子育ての悩みに関する相談・適切なアドバイスを行います	毎週 月～金曜日
すみよし子育て支援センター (子育てプラザ館) TEL (23) 8728	
しんとみ子育て支援センター (しんとみ保育園) TEL (22) 5577	
ゆづかみ子育て支援センター (ゆづかみ保育園) TEL (98) 3881	
くらばね子育て支援センター (くらばね保育園) TEL (59) 1077	

各施設の利用にあたっては、ケガや事故防止のため、お子さんから目を離さないようお願いいたします。

産 業

大田原農業振興地域整備計画の見直しを行います

●農業振興地域整備計画とは
農地の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的に推進することを目的に策定した計画

●整備計画の見直し

整備計画の見直しは、5年ごとに実施する基礎調査の結果や経済事情の変化などに基づき行います。本市では、平成17年度に見直しを行ってから5年が経過しているため、平成23年度に基礎調査を実施し、整備計画の見直しを行います。

●見直し作業を行うにあたり

通常は3月、7月および11月に受付けている「農用地区域の変更申出書」の受付月を左記のとおり変更します。申出の予定のある方はご留意ください。

○次回受付月 8月(通常は7月ですが、1カ月延長します)

○次々回受付月 平成24年3月(平成23年11月の受け付けは実施しません)

※平成24年3月以降については、通常どおりの受付月になります。

●問い合わせ

農政課農政係
TEL(23)8708

シンビジウム植え替え講習会参加者募集

●日時 6月12日(日)

午前の部 午前10時30分～正午
午後の部 午後1時～2時30分

●定員 各15名(定員になり次第締め切り)

●費用 1000円(材料費)

●持参するもの 植え替えをするシンビジウム一鉢

●申込方法

6月6日(月)～11日(土)に道の駅那須与一の郷まで電話で申し込み。

●申し込み・問い合わせ

道の駅那須与一の郷
TEL(23)8641

「緑の美しい庭」を探しています

市では、見る人の心に「やすらぎ」や「つるおい」を与えるような緑豊かで美しい庭を持つ方を探しています。

優れた緑化活動を実践していると認められた場合、大田原市緑化顕彰審査会において表彰いたします。

自薦、他薦を問いませんので、奮ってご応募ください。

●募集期間

6月1日(水)～7月29日(金)

●応募要件

市内に所在する家で、手入れのゆき届いた美しい庭をお持ちの方を応募対象とします。推薦者の住所

は、市内・市外を問いません。

●応募方法

農林整備課備え付けの応募用紙に必要事項を記入のうえ、直接または郵送で提出。(受付時間 平日午前9時～午後4時)

●注意事項

応募された方のお宅には、現地審査を行うため、9月6日(火)に審査会委員が訪問します。

●問い合わせ

農林整備課林業振興係
TEL(23)8126

事業主の皆さまへ

平成23年度の労働保険年度更新の申告納付時期は
6月1日～7月11日

平成23年度の年度更新の手続きは6月1日から7月11日の間に行うことができます。

労働保険料の算定方法は、平成22年4月1日から平成23年3月31日に支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

なお、概算・確定保険料の申告・納付は栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署において受け付けておりますが、最寄りの日本銀行蔵入代理店・郵便局などでも取り扱っています。手続きの際は、申告書と納付書を切り離さないで、保険料を添えて窓口へ提出してください。(労働保険料申告などの事務を社会

保険労務士や労働保険事務組合に委託する方法もあります)

詳しくは、栃木労働局労働保険徴収室、労働基準監督署、公共職業安定所までお問い合わせください。

●問い合わせ

栃木労働局労働保険徴収室
TEL028(634)9113

大田原労働基準監督署
TEL(22)2279

大田原公共職業安定所
(ハローワーク大田原)
TEL(22)2268

栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎハサップ)

安全な食品を選びたいという消費者の声に応えて県が進めているのが「とちぎハサップ」という制度です。食品の安全管理を確実に続けることができる店舗や工場が認証されます。

認証された施設は公表され、認証された店舗や工場と、そこで製造された食品には、とちぎハサップの認証マークを表示することができます。食品購入やお店選びに役立てることがができます。

●問い合わせ

栃木県生活衛生課
TEL028(623)3114

県北健康福祉センター
TEL(22)2364



今月の統計

※「交通事故」「火災・救急」の()内の数字は、平成23年1月からの累計です。

◆人口の動き(5月1日現在)

住民基本台帳人口+外国人数

男 37,267人
 女 37,817人
 計 75,084人
 世帯数 26,942世帯

統計調査に基づく人口

男 39,227人
 女 37,913人
 計 77,140人
 世帯数 28,093世帯

4月中の異動(住民基本台帳による)

転入 380人 転出 443人
 出生 64人 死亡 75人

※住民基本台帳人口

日本国籍を有する者で、国内の市町村に住所を定めている者として、当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の数およびそれらの者が構成している世帯の数。

※統計調査に基づく人口

国勢調査を基に推計した人口。

◆交通事故 4月分



人身事故 20件 (71件)
 死者 0人 (0人)
 負傷者 32人 (94人)
 物件事故 164件 (646件)

◆火災・救急 4月分

[火災発生件数]



建物 1件 (5件)
 林野 0件 (3件)
 その他 1件 (5件)
 計 2件 (13件)
 損害額 4,656千円
 (26,411千円)

救急車の適正利用にご協力ください

[救急出場件数]



交通 24件 (89件)
 急病 109件 (540件)
 その他 50件 (253件)
 計 183件 (882件)

消防署テレホンサービス

火災発生時の情報をお知らせします

TEL (22) 0119

図書館だより

図書館のホームページ上で蔵書の予約ができます。詳しくは、各図書館までお問い合わせください。
<http://www.city.ohkawara.tochigi.jp/9,421,36,148.html>

◎節電および省エネルギーに協力するため、開館時間が変更になっている場合があります。各図書館にてご確認ください。

大田原図書館

TEL (23) 4560

開館時間 平日 9:30~18:30
 土日祝 9:30~17:30

♪ ピノキオおはなし会 ♪

●日時 6月5・12・19日(日)
 午後2時~3時
 ●会場 1階 児童クラブ室
 ●出演者 ピノキオ会員のみなさん
 ●内容 絵本の読み聞かせ
 紙しばい、工作 など

♪ こどものつどい ♪

●日時 6月11日(土)
 午後2時~3時
 ●会場 1階 児童クラブ室
 ●出演者 ガールスカウトのみなさん
 ●内容 ブックトーク
 紙しばい、工作 など

黒羽図書館

TEL (59) 0855

開館時間 平日 9:30~18:30
 土日祝 9:30~17:30

♪ コアラおはなし会 ♪

●日時 6月12日(日)
 午前11時~11時45分
 ●会場 2階 視聴覚室
 ●出演者 おはなし会コアラのみなさん
 ●内容 絵本の読み聞かせ
 紙しばい など

♪ 本・雑誌のリサイクル ♪

●日時 6月18日(土)
 午前10時~
 ●会場 2階 視聴覚室
 ●内容 リサイクル対象の雑誌、本を持ち帰りいただけます。
 ※持ち帰り用の袋をご持参ください。

湯津上庁舎図書室

TEL (98) 7037 開館時間 平日 9:00~17:00
 土日祝 9:00~17:00

6月の図書館カレンダー

★湯津上庁舎図書室

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	●休館日	

★黒羽図書館

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	●休館日	

4月の統計

施設区分	種別	入館者(1日平均)	個人貸出利用者数(1日平均)	貸出点数	
				本	CD・ビデオ
大田原		13,420人(583人)	6,022人(262人)	27,781冊	4,972点
黒羽		2,603人(124人)	1,213人(58人)	5,284冊	1,226点
湯津上		967人(42人)	135人(6人)	468冊	40点



もしもし市長さん

お気軽にお電話ください



津久井市長が、皆さんからのご意見・ご要望をお聞きします。

●日時 6月15日(水) 午前9時30分~10時30分
 ●電話番号 0120-188911
 (フリーダイヤル・固定電話専用)

※指定日時以外および携帯電話からのお電話は随時秘書課でお受けします。

■問い合わせ 秘書課広報広聴係 TEL (23) 8700

那須野が原ハーモニーホール これからの 催し物のご案内

チケット好評発売中!

●植村花菜Acoustic Live Tour, 2011 あなたの街におジャマします

♪「トイレの神様」をハーモニーホールで生で聴こう!!

日時・会場

6月19日(日)
午後6時開演
小ホール

チケット
全席指定

4,200円
(友の会 3,800円)
※4歳以上有料。



植村花菜

●バンド結成50周年祭りコンサート 寺内タケシとブルージーンズ

日時・会場

6月18日(土)
午後6時開演
小ホール



寺内タケシ

チケット 5,000円
全席指定 (友の会 4,500円)

※入場は就学児以上とさせていただきます。

●共演 レッド・ラビッツ(地元エレキバンド)

●予定曲目 ♪夜空の星、♪慕情、♪運命
♪津軽じょんがら節 ほか

●第16回原野展 ～那須野が原の作家たちは今～

●期日・時間 6月4日(土)～12日(日)
午前9時～午後5時

●会場 第1・2ギャラリー

●入場料 200円(学生以下無料)

●出品者 6部門44人(出品点数・59点)

〈原野展・イベント参加者募集〉

【出品作家によるアートガイド】

出品作家の来館日は当ホールまでお問い合わせください。

【東日本大震災復興支援小品即売コーナー】

原野展出品作家による小品を展示販売します。
作品の購入は先着順。

【アート体験教室】

●日時 6月11日(土)午後2時

●場所 交流ホール

●トリオ・ラ・プラージュwithフレズズ 「0才からのファミリー・ コンサートVol.14」

♪毎回好評のトリオ・ラ・プラージュによる人気コンサート。おもに未就学児向けの約1時間のプログラムです。

日時・会場 7月30日(土)/小ホール
午前10時45分開演

チケット 大人1,300円(友の会1,200円)
自由席 小学生～高校生500円
0才～小学生未満無料(無料の入場券が必要)

●トリオ・ラ・プラージュwithフレズズ 夏休み、家族で自由研究!! 音楽の不思議に迫る

♪オーケストラ曲でも6人で演奏してしまう驚異のミニミニオーケストラ!ご家族でお馴染みの名曲をどうぞ。

日時・会場 7月30日(土)/小ホール
午後3時開演

チケット 大人1,300円(友の会1,200円)
自由席 中学生～高校生500円
3才～小学生無料(無料の入場券が必要)

※入場は3才以上とさせていただきます。

※妊婦招待事業です。

●予定曲目

♪ベートーヴェン:交響曲第5番「運命」より
♪チャイコフスキー:バレエ音楽「白鳥の湖」より
♪サン＝サーンス:「動物の謝肉祭」より
♪リムスキー＝コルサコフ:交響組曲「シェエラザード」ほか

【トリオ・ラ・プラージュ withフレズズ】

ヴァイオリン:田口 美里
クラリネット:近藤 千花子
ピアノ:渚 智佳
トランペット:牛腸 和彦
ホルン:丸茂 新
コントラバス:村松 裕子



トリオ・ラ・プラージュwithフレズズ

●クラシック・サマーシリーズ⑦ プラス・ファンタジスタ金管アンサンブル ～清流をプラスにのせて～

日時・会場 8月27日(土)/大ホール
午後2時～公開クリニック
午後3時～コンサート

チケット 大人1,300円(友の会1,200円)
全席指定 学生 500円

●共演 大田原市立湯津上中学校 brassバンド部

※入場は就学児以上とさせていただきます。

※友の会招待事業(100席・要予約)

※招待者・チケット購入者に飲み物券をサービス。

■問い合わせ 那須野が原ハーモニーホール ☎(24)0880
大田原市本町1-2703-6 (9:00～17:00) 🌐http://www.nasu-hh.com/

第15回ふれあい こどもまつり



フォト
スケッチ
PHOTO SKETCH



チャレンジランキング
空き缶釣り



子どもたちに大人気だったスナッグゴルフ



101匹の鯉のぼりがお出迎え



会場に設置された募金箱



自然観察館でクワガタとふれあい



親子で体験かしわもちづくり

5月5日(こどもの日)、ふれあいの丘を会場に、毎年恒例のふれあいこどもまつりが開催されました。震災の影響で規模を縮小しての開催となりましたが、かしわもちづくり体験やスナッグゴルフ体験など、子どもたちが参加して楽しめるイベントが数多く催され、会場のあちこちで子どもたちの笑顔があふれていました。

道の駅 那須与一の郷 春まつり



新「与一くん」はざっそく大人気



子どもたちへ綿あめの無料配布



あらかち蔵屋敷による駄菓子販売



地元産いちごの無料配布



特産アユの塩焼き販売

5月3日～5日の3日間、震災の復興支援と地元農産物の安全PRを目的に、道の駅春まつりが開催されました。5月3日の初日には、よりかわいらしく変身した新「与一くん」のお披露目セレモニーが行われたほか、地元の新鮮野菜や特産品の販売、子どもたちへ綿あめやポップコーンの無料配布などが行われ、多くの家族連れで賑わいました。